

[事案 2019-118] 手術給付金支払請求

・令和2年1月24日 和解成立

<事案の概要>

約款上のがんの治療の定義に該当しないことを理由に支払対象外とされたことを不服として、成人病手術給付金およびがん手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

直腸がんの手術後、入院して回腸瘻閉鎖術を受けたので、平成21年1月に契約した医療保険の成人病特約およびがん特約にもとづき給付金を請求したところ、約款上の支払条件に該当しないことを理由として、手術給付金が不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、成人病手術給付金およびがん手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 主治医からは、本手術が、直腸がんの治療に必要な手術と説明されており、がんの治療を直接の目的とする手術といえる。
- (2) 本手術のための入院に対しては、入院給付金が支払われており、保険会社は、がんの治療のための入院と認めているので、本手術もがんの治療を直接の目的とする手術として給付金が支払われるべきである。
- (3) 他の保険会社は、本手術をがんの治療を直接の目的とする手術と認定し給付金を支払っているため、標準的な査定から逸脱している。

<保険会社の主張>

給付金の支払理由は、約款上、対象の手術の種類を規定し、また、「がんの治療を直接の目的とする手術であること」と規定されており、回腸瘻閉鎖術は、対象の手術および「がんの治療を直接の目的とする手術」に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本手術が約款で規定するがんの治療を直接の目的とする手術に該当するとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は裁定申立前より、がん入院給付金が支払われながら、がん手術給付金が支払われないことに疑問を抱き、保険会社にごん入院給付金が支払われた理由の説明を求めていた。
- (2) 保険会社は、給付金の不支払いについては契約者に対して丁寧な説明をすることが求められるが、上記の申立人の質問に対してはがん特約の約款にもとづいた回答をすべきところ、主契約の約款を引用して、誤解を招きかねない回答をしていた。